

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第3号

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続条例（平成9年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）	第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第12条—第14条）	第1節 通則（第12条—第14条）
第2節 聴聞（第15条—第26条）	第2節 聴聞（第15条—第26条）
第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）	第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
第4章 行政指導（第30条—第35条）	第4章 行政指導（第30条—第35条）
<u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u>	
第5章 届出（第36条）	第5章 届出（第36条）
第6章 雑則（第37条）	第6章 雑則（第37条）
附則	附則
（適用除外）	（適用除外）
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章の2</u> までの規定は、適用しない。	第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。
(1)から(5)まで <省略>	(1)から(5)まで <省略>
(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁	(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁

定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(8)及び(9) <省略>

(行政指導の方式)

第33条 <省略>

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 <省略>

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律（愛知県の条例又は本市の条例を含む。以下この条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行

定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(8)及び(9) <省略>

(行政指導の方式)

第33条 <省略>

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 <省略>

政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと
思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律（愛知県の条例又は本市の条例を含む。）に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

<p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3. <u>当該行政庁又は市の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(瀬戸市市税条例の一部改正)

2 瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。